

## 個人情報保護条例改正の検討に係る今後のスケジュール(案)

時 期	公安委員会、警察本部長の 実施機関入り	利用停止請求権、罰則規定等	備 考
平成15年 5月			行政機関個人情報 保護法公布 (2年以内に施行)
7月	県及び警察本部の担当職員によるワーキンググループ設置		
8月	情報公開検討委員会開催		
	ワーキンググループによる検討 ・取扱原則、開示請求等の運用 における問題点の抽出、検討 ・他県の条例、解釈等の検討 ・内部体制整備の検討 ・ケーススタディ 等	国、他県の制度の調査等	
平成16年 3月	ワーキンググループ検討結果 とりまとめ	必要に応じ、情報公開検討 委員会研究会で検討	
4月 ~ 5月	情報公開検討委員会研究会での検討		
6月 ~ 7月	情報公開検討委員会での検討、提言とりまとめ		

(改正が必要な場合)

平成16年 9月	個人情報保護条例改正案を県議会に上程	
10月 ~ 平成17年 3月	施行準備	
4月	改正条例の施行	行政機関個人情報 保護法施行(見込)